

新型コロナウイルス感染症に関する 偏見や差別を防止するための規定が設けられました！

(新型インフルエンザ等対策特別措置法等を一部改正する法律 令和3年2月13日施行)

新型コロナウイルス感染症に関する様々な差別的な取扱いが報告されています。こうした偏見や差別は決して許されません。

事例

(感染したことを理由に解雇される)



(回復しているのに出社を拒否される)



(病院で感染者が出たことを理由に、子供の保育園等の利用を拒否される)



(感染者が発生した学校の学生やその家族に対して来店を拒否する)



(感染者個人の名前や行動を特定し、SNS等で公表・非難する)



(無症状・無自覚で訪れた店舗から謝罪や賠償を強要される)



特措法改正では、感染者やその家族、医療従事者等の人権が尊重され、差別的な取扱いを受けることのないよう、偏見や差別を防止するための規定が設けられました。
国や地方公共団体は、新型コロナに関する差別的取扱い等の実態把握や啓発活動を行います。

人権擁護委員の仕事を紹介します

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された方で、法務局と連携して人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、人権について関心を持ってもらえるようさまざまな啓発活動を行っています。

11月、12月に市内全小学校で人権教室を開催しました。2月には保育園でも人権教室を開催しました。

保育園では、園児たちの「人権まもる君」と「人権 あゆみちゃん」のぬりえが壁に張られていて指人形のまもる君、あゆみちゃんが登場すると喜びました。

人権擁護委員の読み聞かせて、紙芝居「けんかのあとの ごめんなさい」をもとにしての人権教室を開催しました。

周りの友達と仲良くなる方法を考え、言葉として「ごめんなさい」や「ありがとう」「いいよ」などを意識してくれたようです。

ひとりで悩まず相談してください。
秘密は守ります。相談は無料です。
子どもの人権SOSミニレター
子どもの人権110番 0120-007-110
みんなの人権110番 0120-003-110

